

# 財産売払公示書

下記により売払物件を一般競争入札により売り払います。

## 1. 売払物件

### 【土地】

所在地番：東京都府中市栄町2丁目13番1、2  
地目：雑種地  
地積：4,438 m<sup>2</sup> (実測面積 4,372.69 m<sup>2</sup>)  
所有者：国立大学法人東京農工大学  
登記名義人：国立大学法人東京農工大学

## 2. 競争参加者に必要な資格

次のいずれにも該当しない者であること。

- (1) 当該売払物件に関する事務に従事する職員である者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び警察当局から排除要請のある者
- (3) 被保佐人、被補助人及び未成年者である者。ただし、必要な同意を得ている場合を除く
- (4) 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- (5) 次の各号の1に該当すると認められる者で、その事実があった後二年を経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用者として使用する者についても、また同様とする。
  - ① 契約の履行にあたり故意に工事もしくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - ④ 監督又は検査の実施にあたり職員の職務の執行を妨げた者
  - ⑤ 正当な理由がなく契約を履行しなかった者
  - ⑥ 前各号に該当する事実があった後二年を経過しない者を、契約の履行にあたり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 所有者が売払先として不相当と認めた者

## 3. 入札の説明等をする日時及び場所等

下記に指定する事業者のいずれかから、入札説明書等関係書類の交付を受けること。交付場所及び入札に関する問い合わせ先は以下のとおり。

【売主指定業者の問い合わせ先等】

〒100-8233 東京都千代田区丸の内1-4-1

三井住友信託銀行株式会社 担当：和田

TEL:03-6256-6049

E-Mail : Wada\_Tomohiro3@smtb.jp

〒100-6019 東京都千代田区霞が関3-2-5

三井不動産リアルティ株式会社 担当：高橋

TEL:03-6758-3114

E-mail : takahashi4315@mf-realty.jp

〒107-0052 東京都港区赤坂1-8-1

日鉄興和不動産株式会社 担当：成田

TEL:03-6774-8014

E-mail : shinya.narita@nskre.co.jp

〒100-8388 東京都千代田区丸の内2-7-1

三菱UFJ信託銀行株式会社 担当：金高

TEL:03-6628-0240

E-mail : taiki\_kanetaka@tr.mufg.jp

#### 4. 入札参加申込

(1) 入札参加申込受付期間

令和元年7月17日(水)～令和元年7月24日(水)17時までに所定の「秘密保持に関する確認書」を提出することにより参加申込みとする。

(2) 「秘密保持に関する確認書」の提出先

上記3に記載する売主指定業者

(本学に直接問い合わせてもお答えいたしかねます。)

(3) その他

①上記申込は、自ら直接売却物件の購入を検討するものしか受け付けない。

(仲介業者等からの問い合わせにはお答えいたしません。)

②上記申込を行わなかったものは入札に参加することができない。

③申込時に必要な書類は、売主指定業者に確認のこと。

#### 5. 入札期限

(1) 日 時 令和元年9月25日(水)12時まで

(2) 場所 上記売主指定業者のいずれかに提出すること。

電子メール・ファックス等での受付はいたしません。

## 6. 開札

- (1) 開札場所 東京都府中市晴見町三丁目8番1号  
国立大学法人東京農工大学本部棟第2会議室
- (2) 開札日時 令和元年9月27日(金) 14時
- (3) 留意事項

- ・入札参加者は、開札にお立会い頂けます。(入札参加者が法人の場合で代表者以外の社員が参加される場合は、社員証等の身分証明書をご提示下さい。)
- ・開札会場には、入札事務に係る本学職員、売主指定業者、入札参加者のみが立会うものとします。但し、入札参加者は、一社1名のみとします。
- ・開札時刻後は入場頂けません。時間に余裕を持ってお越しください。

## 7. 入札保証金

免除とします。

## 8. 売買契約締結後の条件

- (1) 落札者は、不動産売買契約締結後、当該契約締結の日から10年間、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はこれに類するものの用に供し、また、これらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し又は売買物件を第三者に貸してはならないものとします。
- (2) 落札者は、不動産売買契約締結後、当該契約締結の日から5年間、売買物件を風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供してはならないものとします。

## 9. 契約締結期間等

売買契約の締結は、売主指定業者が作成する重要事項説明書を確認したうえで、原則として令和元年10月28日(月)までに行うものとします。なお、契約締結日を変更する場合は、双方協議のうえ決定することとし、協議が不調となり売買契約を締結されない場合には、その落札は無効となります。

## 10. 売買代金の支払い及び物件の引渡し

売買契約締結から2ヶ月以内に売買代金全額を所有者に支払うものとします。なお、売買代金全額の入金が確認されたときに所有権の移転があったものとし、物件を引き渡したものとします。(現地での引渡しは行いません。)

1 1. 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書は無効とする。

1 2. 契約書の作成

契約締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

1 3. 落札者の決定方法

本公告に示した内容を履行できると本学が判断した入札者であって、国立大学法人東京農工大学会計規則第33条に基づいて作成された予定価格以上で最高価格をもって入札を行った入札者を落札者とする。

以上公示する。

令和元年7月16日

国立大学法人東京農工大学  
学長 大野 弘幸

